

平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの（平成24年度第4四半期）

(独立行政法人名: 農畜産業振興機構)

| 契約名及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 移行困難な事由 | 移行予定年限 | 備考 |
|---------|----------------------------|-------|-------------------|-----------------------------------|------|------|-----|---------|---------|--------|----|
| 該当無し | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降に競争性のある契約へ移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成24年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」は、平成24年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成25年度)を記載すること。

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの（平成24年度第4四半期）

(独立行政法人名:農畜産業振興機構)

| 契約名及び内容 | 契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分 | 備考 |
|---|----------------------------|------------|---|---|------|------------|-----|---------|--|----------------------|----|
| EUCOLAITの会費支出について | 総括理事 清家英貴 | 平成25年3月5日 | EUCOLAIT Avenue de Roodebeek 44 1030 Bruxelles-Belgique | 契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」 | - | 1,068,424 | - | - | 同機関が提供する情報は、他者では提供していないため (契約事務細則第28条第1項第1号) | 12 | |
| U.E.C.B.V.の会費支出について | 総括理事 清家英貴 | 平成25年3月5日 | UECBV Agence Shuman-Rond Point Shuman No10 B-1040 Bruxelles-Belgique | 契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」 | - | 1,981,143 | - | - | 同機関が提供する情報は、他者では提供していないため (契約事務細則第28条第1項第1号) | 12 | |
| GIRA Dairy Club年会費等の支払について | 総括理事 清家英貴 | 平成25年3月22日 | 13 chemin du levant, 01210 Ferney - Voltaire, France | 契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」 | - | 3,101,000 | - | - | 同機関が提供する情報は、他者では提供していないため (契約事務細則第28条第1項第1号) | 12 | |
| GIRA Meat Club年会費等の支払について | 総括理事 清家英貴 | 平成25年3月22日 | 13 chemin du levant, 01210 Ferney - Voltaire, France | 契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」 | - | 4,837,560 | - | - | 同機関が提供する情報は、他者では提供していないため (契約事務細則第28条第1項第1号) | 12 | |
| 平成25年度肉用子牛生産者補給金制度及び畜産産業振興事業に係る牛個体識別情報提供委託契約の締結について | 総括理事 清家英貴 | 平成25年3月29日 | 独立行政法人畜改良センター 福島県西白河群西郷村大字小田倉宇小田倉原1 | 契約事務細則第28条第1項第1号 「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」 | - | 12,503,033 | - | - | 牛の個体識別のための情報管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第20条に基づき農林水産大臣から牛の個体識別情報の管理・公表等の事務を委任されている唯一の機関であり、他機関から同様の情報を得ることはできないため。 (契約事務細則第28条第1項第1号) | 12 | |

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3.の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当するとき「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」